【会議録】

実施日時：令和８年１０月８日（木）14：00 から 15：50 まで

会議名	令和８年度越谷市労働報酬等審議会　第１回会議	実施場所	越谷市役所 第三庁舎５階会議室７
件名／議題	１　開会 ２　諮問 ３　議事 （１）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について （２）報告事項 ①令和７、８年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②受注者・労働者アンケート結果について ③長期継続契約における契約変更等について （３）協議事項 ①業務委託等に係る労働報酬下限額について ４　その他 ５　閉会		
出席者等	出席委員 横家委員、杉山委員、髙橋委員、中村委員、谷野委員、山下委員 事務局 総務部：久保田部長　契約検査課：並木課長、小林副課長、久松主任 傍聴者なし		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会　委員名簿 ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について　【資料１】 ・報告事項　【資料２】 ①令和７、８年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②受注者・労働者アンケート結果について ③長期継続契約における契約変更等について ・業務委託等に係る労働報酬下限額について　【資料３】 ・委員提出資料		
内容	別紙　会議録（要旨）のとおり		

合意・決定事項等

・令和９年度の業務委託等に係る労働報酬下限額について、1,292 円として答申することとする。

１　開会

契約検査課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第１回会議の開会。

２　会長あいさつ

横家会長よりあいさつ。

３　諮問

市長公務のため、総務部長より会長へ諮問書の交付。

４　議事

（１）越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

【事務局からの説明】資料１

・越谷市労働報酬等審議会の審議経過について資料に沿い説明を行った。

【意見等】

・なし

（２）報告事項

【事務局からの説明】資料２

①令和７、８年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

・令和７、８年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿い説明を行った。

②受注者・労働者アンケート結果について

・受注者・労働者アンケート結果について資料に沿い説明を行った。

③長期継続契約における契約変更等について

・令和９年度から、公契約条例対象案件を含む長期継続契約において、物価・賃金上昇への対応を柔軟に協議できるよう検討していくことについて説明を行った。

【意見等】

・指定管理協定の最低支払賃金額が最低額・最高額ともに1,160円であり、下限額に張り付いている傾向があるのか。

→（事務局）各社から報告された最低支払賃金額の最低値・最高値がともに1,160円であったという趣旨であり、従事者全員が1,160円という意味ではない。

（３）協議事項

【事務局からの説明】資料３

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

・業務委託等に係る労働報酬下限額について資料に沿い説明を行った。

【意見等】

（資料に関する質疑）

・会計年度任用職員の 1,390 円は地域手当（6%）を含む額であり、地域手当を除く基本報酬は 1,328 円（改定予定）となる。

・資料 P6（5）①のうち「近隣自治体の平均比率を当てはめた場合」において、近隣比較に足立区を含める理由について質問があり、事務局から、生活圏が近く労働者が移動しやすいことから、令和５年度の審議以降含めている旨の回答があった。足立区を除く３市（越谷市・草加市・野田市）の比率で試算すると約 1,286 円となる。

（下限額の水準について）

・東京都の最低賃金は 1,280 円であり、来年 10 月にはさらに上がることを見越して設定すべき。

・20 円の平均差額程度ではなく一定率で上乗せすべき。来年の最低賃金を 1,251 円と想定した場合、3.5%の上乗せで 1,295 円、4%で 1,301 円となる。

・レイクタウン開業以降、市内の賃金水準と労働者の流動性が高まり、委託・指定管理の人材確保が深刻化している。さらに、民間は福利厚生（まかないなどの現物支給）と組み合わせて支給しているが、委託は賃金のみであることも考える必要がある。

・業務委託は本来市職員が担う業務であり、同一労働同一賃金の観点から会計年度任用職員の水準を意識し、1,300 円を超える設定が必要である。

・レイクタウンの賃金水準が高いことは間違いないが、吉川、三郷、川口といった近隣ではむしろ最低賃金が多く、他市から越谷市に流れてきている。

・引上げは必要だが、物価上昇は落ち着く可能性もあり、企業倒産も増えている中で、市内企業の負担を考慮すると足立区を除いた 1,286 円程度が妥当である。

・最低賃金の上昇率は伸びの大きい直近３年平均を用いたほうが良い。約 20 円という上乗せ幅は単なる過去の結果であり、あまり意味が無い。それより、直近 3 年の伸び率といった過去の実績等の根拠に基づくべきであり、1,300 円に近づける方向が望ましい。

・一方で、最低賃金と下限額が開きすぎると、民間中小企業の求人への影響が懸念される。
・個人的な感覚では、51 円の増額は上げ幅として大きく、企業側の負担が懸念されるため、40 円台後半でどうか。
・事務局からの考えにもあったように、予算には限りがあるので、経験者との差をつけるという意味においても 1,300 円は上げすぎと考える。
・3%の上乗せで 1,290 円、3.5%で 1,295 円となる。労働者側としては 1,295 円が望ましいという意見が多いが、民間企業の負担、財政への配慮をして、1,292 円で決着してはどうか。

➡近隣自治体の下限額と最低賃金の比率や、来年度の最低賃金の上昇見込みを考慮し、令和 9 年度の労働報酬下限額（業務委託等）について、令和 8 年度から 48 円増額の 1,292 円で答申することとする。

（付帯意見について）
・国の通知（「官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化等について」）を踏まえ、客観的根拠に基づく予定価格の積算、スライド条項の導入、長期継続契約の中間年度における協議など、期中の物価・人件費の上昇に弾力的に対応できる仕組みを検討してほしい。
・職種ごとに下限額を設定すべき。

➡付帯意見については、令和９年３月予定の第２回会議（建設工事に係る労働報酬下限額）の答申にあわせて協議することとし、問題意識を委員間で共有する。

5　その他

➡審議いただいた業務委託等の労働報酬下限額については、審議会終了後、直ちに答申としてお預かりする。

【意見等】
（第２回会議に向けて）
・建設工事について、スライド条項を適用した契約の状況を報告してほしい。

・下限額が実際に支払われているか疑問がある。コミットメント条項を活用した労働者への直接調査ができないか検討してほしい。
・通報制度は事業主との関係から利用しにくいため、実効性のある制度への改善を議論したい。
・昨年度の付帯意見（担い手３法を踏まえた賃金支払実態の把握）に係る調査研究の結果を、次回の審議会で報告してほしい。

６　閉会

答申書（1,292 円（１時間当たり）が望ましい）を作成し、事務局が読み上げた後、閉会。